

議会基本条例 検討項目

1. 通年議会
2. 一問一答。原則市長が答弁。行政に反問権の付与。
3. 代表者会は事前連絡準備機関。議会内の会議は原則多数決（過半数）で決める。
4. 予算、決算は全議員による予算、決算特別委員会で行う。決算は、半年事に中間監査と本監査を決算特別委員会で行う。
5. 議会費を明記（特例市の平均を維持として）。
6. 議会の権能を強化（議会が直接採用する法制職員を雇用する。議会事務局の法制能力の向上。議会報（A4）、ホームページの充実）。
7. ペーパーレス化に努める。
8. 二元代表制と間接民主主義について明記。
9. 議員間の政策討議を活発にする。

「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図る為、政策討議の場を設けるものとする」

10. 市長による政策の形成過程の説明

「議会は市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を求めるものとする」

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

11. 出張委員会。

議会基本条例に盛り込みたい条項

公明党

基本コンセプト：「住民本位の政治」の確立

1.議会の役割

*通年議会—必要に応じて議長が議会を招集できる

2.市民と議会との関係

*議会報告会の実施—投票を行わない若い人たちの意見を聞く工夫

*休日議会の開催

*出前議会の開催（特に一般質問）

*インターネット中継を含めた情報公開

3.市長との関係

*反論権の付与

4.議会活動サイクル—計画・実施・評価・改善をして次の予算に生かす

5.議会の体制整備

*議会事務局の調査・政策法務機能の充実と強化

6.議員力の向上

*政策立案能力の向上—議員研修の充実強化

7.継続的な検討

「議会基本条例に盛り込む事項」

大和クラブとして！

1. 全員協議会や委員会は原則毎月開催、傍聴も可能。
1. 議会と市民との意見交換会又は報告会の実施。
対応：議員全員、常任委員会、議会運営委員会等で！
会議結果：議会だより、ホームページ等に掲載！
1. 市民による議会モニターの設置・委嘱。
各委員会・本会議等に出席いただき提言書提出！
提言書は全議員が全員協議会で検討する！
1. 基本条例の実施については不断に点検し、改正その他必要な措置を講ずること。
1. 反問権の付与
1. 議会改革については継続して実施すること。
1. 議会政策研究会の設置
1. 議案に対する賛否の公表（議員毎）
1. 議員間の自由討議
1. 政治倫理
1. 大和市議会災害対策本部（廃止）にともない、災害時の議会のマニュアル化制定他

議会基本条例(案)の規定において検討すべき事項や要素

神奈川ネットワーク運動

項目	要素
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜいま議会基本条例なのか、趣旨や基本となる考え方を市民に分かりやすく伝える ・地方自治の本旨、分権、自治、長と議会との関係、市民と議会との関係など ・市民の信託に応える議会
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の目的
条例の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・議会における最高規範性
議会の役割、活動原則	<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営の監視機能 ・政策立案・政策形成・政策決定・政策評価機能 ・公平性と透明性の確保、市民に開かれた議会 ・市民参加機能の拡充、分かりやすい議会
議員の責務、活動原則	<ul style="list-style-type: none"> ・議員相互の討議の推進 ・市民意見の把握、不断の調査研究活動、研鑽 ・市民との情報共有、説明責任、議決責任 ・市民全体に奉仕する者
会派の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・政治理念や政策を同じくする議員で会派形成できる ・会派に属さない議員への配慮
市民参加、説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との意見交換会（議会が主催する議会報告会） ・陳情や請願の位置づけや受付範囲 ・陳情者等の意見陳述・説明機会の保障
会議や情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として公開 ・審議結果における個別議員の賛否公開
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会や特別委員会の位置づけ ・市長側の出席制限（陳情や請願の審議等）
議会と市長との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制 ・議長による議会開催
行政政策等の形成過程の説明、行政評価	<ul style="list-style-type: none"> ・長の議案提案における必要情報 ・議会の議決事件の増加 ・議会としての行政評価の実施

分かりやすい議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式（できる規定） ・質問の趣旨の確認（反問権はこの程度に）
政策形成	<ul style="list-style-type: none"> ・共通する課題について研究会を設置 ・議員研修機会の増加
政務調査と政務調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費については別途条例で定める ・使途基準の明確化、会計簿と領収書の公開
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案機能のサポート体制を充実
議会図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書や資料の充実に努める ・市民にも貢献する図書館
予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算措置を求める
議会広報	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい広報に努める
専門的知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学識など専門的知見を有する者の活用
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・別途条例で規定 ・定数についての考え方を規定する
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・別途条例で規定 ・改定にあたっての手続き
議会と改革の監視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の（仮称）議会改革推進協議会を設置
条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見や上記協議会等の意見を踏まえる ・見直しにあたっては、最高規範性を持つ条例であることを配慮

議会基本条例 明るいまらい・やまと 提案分

■住民参加に関する提案

議会の休日・夜間開催

傍聴自由化

傍聴アンケートの検討

市民参加型の議会改革検討協議会の設置

市民の議会参加※住民ではなく、市議会の選挙権を持つ市民（政策提言の受付・発言許可）

議会報告会の開催

議場・委員会室の公開（議会疑似体験）

■情報公開に関する提案

会議の公開（代表者会・全員協議会）

政務調査費支出明細の公開

■議会活動に関する提案

議員登庁日の設定

議員間討論（意見交換）

会期日程の延長（9月・3月）

会議資料配布日程の繰り上げ

委員会の随時開催

議員研修の充実（IT機器取扱、地方自治法など）

立法機能強化（改正含む）

議員倫理規定の整備

議会広報の強化（議会だより予算拡充、点字版発行、声の議会だよりの配信、）

一問一答方式

条件付き反問権の検討

対面式質問

議長の議会招集権

IT関連機器の積極活用

■条例に係る提案

最高規範性の削除

議会基本条例は時限立法、改選ごとに見直し義務

議会基本条例に盛り込むべき素案

二元代表制の一翼を担う議会の確立。合議制である議会として「議論」をし、纏め、行政に対してその意見を示す必要がある。

・一般質問を終えた時点で、各議員の質問に対する行政の答弁から、市の施策に対してどの様に対処するのかの議論を行う。その為に市の職員を交えてではなく、議員間で議論をする場を設ける。

例えばある議員が提起した問題点に対し、それを解消するために新たな施策を講じる必要があると提起したが、行政側がそれに対して NO だった場合、議会として「それを実現すべきか」「実現する為にはどうすればよいか」「実現する為、議員で条例を作るべきなのか」といったことを議員間で議論して、「議会」としてどの様に対処するのかという意見を纏める。そしてその意見を行政に示す。

・一般質問で取り上げなかった事柄であっても、「これは議会としての意見を纏めるべきだ」という事があれば、それを議員が提案し、議員間で議論する。

・議会として、行政の執行状況等をチェックする為、毎月予算の執行状況等を行政側から報告・説明を受ける場を設ける。

この報告・説明をもとに、議員同士が改善すべき点を議論し、議会としてどの様に対処するかの意見を纏める。

市民の皆さん方から広く意見を聞く場をできるだけ設ける。

・市民の皆さん方の意見を聞くために、定例会毎に議会報告・意見公聴会を開催する。定例会開会時に行政が示してくる議案を議会として市民に示し、市民の皆さん方からの意見を聞く場を設ける。

また、定例会閉会後にも報告会・意見公聴会を開催する。

・陳情や請願を出してきた市民の皆さん方の意見を議会として直接聞く場を設ける。現状でも委員会などで委員長が許可をすれば暫時休憩をして意見を聞く事は可能ではあるが、それは委員長の判断によるので、正式な制度としてその場を設ける。

・議員の一般質問の様に、市民の皆さん方で希望する方（多くなりすぎる場合は何らかの形で人数を絞る）に本会議場で意見表明をする場を設ける。（この際のご意見も前掲の議論対象とする。）

市民の皆さん方への情報公開をしっかりと行う。

・基本的にすべての会議は公開とする。
・この公開というのは、傍聴が可能というだけではなく、ネット中継等も行う。
・議会議長選挙および副議長選挙に係る所信表明会実施要領を定め、所信及び抱負を表明するための「所信表明会」を開催し、その選考過程が明らかになるようにする。（地方自治

法によると議長選出の手続きは公職選挙法に準じ、その中で立候補制は明記されていないとの事なので、条例には明記せず、多数の自治体で行われている様に要綱を定め、それに基づいて実施する形式とする。）

その他

・これらの事柄を実現しようとする、とても今の日程では消化しきれないので、議会は疑似通年議会制とする。

議会基本条例に織込みたい内容等

無所属会派 大波 修二 三枝 修

1 制定時期について

- 平成 24 年度中の成立を図る

2 会議運営について

- 予算・決算の特別委員会を早期に設置

3 議員の発言について

- 質問時間は 1 人 60 分程度に延長

4 議員の機能強化

- パソコンは議員 1 人に 1 台は貸与すべき
- 議員の研修・視察体制の強化（大学・大学院・自治体学会等への派遣）
- 市民の意見を聴く機会の拡大

5 議場の在り方

- 市長と議員の対面式の議場のレイアウトは資金がなくとも可能
- パワーポイントを使用できるように整備

6 議長等について

- 議長・副議長・監査委員は所信表明でしっかり方針を明示して、公明正大に行うべきである

7 議会だよりの刷新について

- 議会報編集委員会で論議されている改革案を十分に尊重すべきである

8 市長と議会

- 二元代表制を無視して 議会・議員を軽視する市長に強く抗議する
- 市長と議員の関係の原則を考える（必要とする情報を隠さないで明らかにする）

8 議会事務局について

- 職員の増員
- 調査担当を強化
- 法制担当の強化

9 情報公開について

- 常任委員会・特別委員会等のインターネット中継を実施すべき

10 議会の権能強化

- 議長の議会招集権の設置
- 議員・会派提案の条例提案の体制強化（政策形成型議会への発展促進（情報・財政的措置の拡大（視察等の援助））
- 参考人・公聴会の活用

11 議会予算の確保

- 二元代表制を踏まえ議会予算の確保に努める
- 議会予算については、議会事務局が当局と交渉するのではなく、議会代表が財政等当局と交渉する体制を考えていく。

12 議員報酬・議会調査費の見直し

- 行政改革の名の基に議員報酬・議員定数を削減してきているがこれは住民サービスや議会の発展を阻害する要因になっている

13 附属機関の設置

- 審査・諮問・調査の為に別に条例で定める、附属機関を設置することができる。

14 その他